官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働二四三）　二
〔その他告示〕
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一三二）　二
○令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（同一三四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三五九）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件（同三六〇）
○トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法第八条第一項の規定により指定された期間が満了した件（財務二五一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一四〇三～一四一〇）
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四一一）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四一二）　五
○農薬を登録した件（同一四一三）　五
○農薬の登録が失効した件（同一四一四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一三四）　六
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二十四条の規定に基づく試掘の許可の告示（同一三五）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（島根労働局最低賃金公示一、岡山同一、福岡同一）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配九八）　八
〔資　料〕
令和七年七月中国際収支状況（速報）（財務省）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇八
会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　在宅医療 一～四の三の七　（略） 四の四　介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者 (1)～(7)　（略） (8)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十三条の二に規定する共生型居宅介護の事業を行う者、同令第四十三条の三に規定する共生型重度訪問介護の事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十三条の二に規定する共生型生活介護の事業を行う者、同令第九十四条に規定する基準該当生活介護事業者、同令第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十五条の二に規定する共生型短期入所の事業を行う者、同令第百二十五条の五に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者、同令第百七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十三条の三に規定する指定就労選択支援事業者、同令第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の十四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (9)～(11)　（略） 五～八　（略）	第四　在宅医療 一～四の三の七　（略） 四の四　介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者 (1)～(7)　（略） (8)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十三条の二に規定する共生型居宅介護の事業を行う者、同令第四十三条の三に規定する共生型重度訪問介護の事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十三条の二に規定する共生型生活介護の事業を行う者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第百十八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十五条の二に規定する共生型短期入所の事業を行う者、同令第百二十五条の五に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、同令第百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者、同令第百七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第百七十三条の三に規定する指定就労選択支援事業者、同令第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援Ａ型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者及び同令第二百十三条の十四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (9)～(11)　（略） 五～八　（略）

その他告示

○中央選挙管理会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年九月十七日　午後四時

○中央選挙管理会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年九月十七日　午後一時三十分

○外務省告示第三百五十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年九月三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年九月十七日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年九月三日
発行年月日　令和七年一月二十日
旅券番号　ＴＴ七七八七七〇

○外務省告示第三百六十号

令和元年八月二十九日にラバトで、円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の平成二十二年三月十九日付けの交換公文に従って国営水道公社に供与されることになった地方都市上水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十九年八月二十二日付けの口上書により令和元年八月三十一日まで延長された。）がモロッコ王国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和四年八月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、モロッコ王国政府との間に行われた。

令和七年九月十七日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百五十一号

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

財務大臣　加藤　勝信

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名、銘柄及び型式　法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート

㈡　特徴　一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃材に使用される。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市折橋町字南大沢一九五四、字清水一〇九七の二、一〇九七の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市町屋町字黒磯九二、字黒磯上坪二〇九、二一六、二一七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町商人三九八から四〇六まで、四〇一の続三、四〇八から四一五まで、四一〇の続一、四二八、二二四四の内一六から二二四四の内一八まで、二二四四の九から二二四四の一五まで、二二四四の一九から二二四四の二一まで、二二四五、二二四五の内二から二二四五の内四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

商人四一〇の続一、四一二、四一四、四二八、二二四四の内一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字山口乙五〇〇の一六、乙五〇〇の一九から乙五〇〇の二一まで、乙五〇〇の三〇、乙五〇二、乙五〇三、乙五〇七、乙五〇八、乙五一二、乙五一五、乙五一七、乙五三八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口乙五〇〇の二〇・乙五〇〇の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県岩国市関戸字西ケ谷一〇〇二四の一、一〇〇二七、一〇〇二九の一から一〇〇二九の四まで、一〇〇三〇、一〇〇三一、一〇〇三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ケ谷一〇〇二四の一・一〇〇三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字山ノ神八九六（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木赤谷字山ノ神八九六、一四八八の五、一四九二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ケ谷一〇〇二四の一・一〇〇三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木志波字烏山二一九〇の一、二一九〇の二、二一九〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字烏山二一九〇の一・二一九〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九〇の一〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一・二　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	3,900
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
するめいか沖合底びき網漁業	2,600
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○農林水産省告示第千四百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月十七日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	16,300
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
宮崎県	13,300
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○農林水産省告示第千四百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年八月二十七日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年九月十七日　農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24982	プロヘキサジオンカルシウム塩水和剤	シバニードセーブＦＬ	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本　義之
24983	レナシル水和剤	ＦＭＣレンザー	東京都千代田区大手町一丁目１番１号　エフエムシー・ケミカルズ株式会社　代表取締役　平井　康弘
24984	チフェンスルフロンメチル水和剤	ＦＭＣハーモニーＤＦ	〃

○農林水産省告示第千四百十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年九月十七日　農林水産大臣　小泉進次郎

令和７年７月14日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20388	デンプン液剤	粘着くん液剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸　信彰

令和７年７月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17959	オキソリニック酸・有機銅水和剤	住化ナレート水和剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸　信彰

○経済産業省告示第百三十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年九月十七日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年八月六日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県 金沢市 山口県 宇部市 熊本県 熊本市 八代市 玉名市 上天草市 宇城市 天草市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡長洲町 上益城郡甲佐町 八代郡氷川町 鹿児島県 薩摩川内市 曽於市 霧島市 姶良市	令和七年八月七日から令和七年十二月十六日まで

○経済産業省告示第百三十五号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第四条第一項の規定に基づき試掘の許可をしたので、法第二十四条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十七日

経済産業大臣　武藤　容治

一　貯留事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　石油資源開発株式会社

ロ　住所　東京都千代田区丸の内一丁目七番十二号

ハ　代表者の氏名　山下　通郎

二　許可貯留区域等

許可試掘区域は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十二系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から六までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号一及び六の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲から、座標番号七から十までの各点を順次直線で結んだ線並びに座標番号七及び十の各点を直線で結んだ線によって囲まれる範囲を除いた範囲の直下の深度（東京湾平均海面を基準とする。）三百メートルから二千五百メートルまでの区域とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値　平面直角座標第十二系（世界測地系）
一	X座標　マイナス一五一、九八五メートル Y座標　マイナス　五四、二一五メートル
二	X座標　マイナス一五一、三八九メートル Y座標　マイナス　四九、七三五メートル
三	X座標　マイナス一五一、四六七メートル Y座標　マイナス　四四、四四二メートル
四	X座標　マイナス一五二、二三二メートル Y座標　マイナス　四〇、三〇三メートル
五	X座標　マイナス一六〇、〇〇九メートル Y座標　マイナス　四〇、四一八メートル
六	X座標　マイナス一五七、四四四メートル Y座標　マイナス　五三、六九六メートル
七	X座標　マイナス一五三、二八四メートル Y座標　マイナス　五〇、七三六メートル
八	X座標　マイナス一五三、三〇〇メートル Y座標　マイナス　四九、四六九メートル
九	X座標　マイナス一五四、四四三メートル Y座標　マイナス　四九、四八六メートル
十	X座標　マイナス一五五、一〇九メートル Y座標　マイナス　五〇、七三六メートル

三　当該許可に係る貯留事業又は試掘の別

試掘

四　貯留事業等の概要

イ　坑井名

試掘一坑目　苫小牧試掘井Ｌｏｃ・六―１ｂ（仮称）

試掘二坑目　苫小牧試掘井Ｌｏｃ・九ｂ（仮称）

ロ　坑井位置

北海道苫小牧市勇払・真砂町及びその沖合海域

ハ　予定深度

海岸付近に坑口を設け、南方向に最大傾斜約八十度の傾斜井を掘削。掘削深度は四千メートルから四千四百メートルまで、偏距三千七百メートルから三千八百メートルまで、平均海面から約千五百四十メートルまで。

ニ　試掘に要する期間

試掘一坑目　令和七年十一月から令和八年五月まで（予定）

試掘二坑目　令和八年七月から令和九年一月まで（予定）

いずれもリグアップ及びリグダウン期間を含む。

ホ　目的層

鮮新統荷菜層から更新統萌別層までの貯留層及び遮蔽層

ヘ　試掘目的

許可試掘区域内の一部では、経済産業省及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「苫小牧におけるＣＣＵＳ大規模実証試験」が行われ、萌別層に二酸化炭素貯留に相応しい貯留層及びそれを覆って蓋の役目を果たす遮蔽層の存在が確認された。その実証試験の際に掘られた坑井から、萌別層の下にある荷菜層においても貯留層になり得る砂岩層の存在を示すデータが取得され、さらに弾性波探査データからはその砂岩層が広がって分布することが示唆されている。

そこで、許可試掘区域内で砂岩層の広がりが示唆される場所を対象に、二酸化炭素貯留に適した貯留層及び遮蔽層が広範囲に存在することを確認することを目的とした試掘井二坑を掘削し、地層評価に必要な地質データを取得する計画である。

ト　試掘方法

海岸付近に坑井敷地を設け、海底下に向かう傾斜井とすることで、漁業活動や海上交通の妨げとならないよう計画する。ハに記載する予定深度まで掘削するためには比較的大型の掘削装置が必要となるが、両坑井のための敷地を確保できる見込みである。

坑井の掘削は、ドリルパイプの先端にドリルビットを取り付け、掘削泥水を循環させながら、ドリルパイプとビットを回転させて実施する。

坑井敷地から海面下二百メートルの深度までは鉛直に井戸を掘削し、徐々に傾斜角をつけ、海面下八百メートルの深度までには約十度の傾斜角とし、その傾斜角を維持しながら海面下千五百メートルまで掘削する。

萌別層と荷菜層を掘削中に五か所で貯留層と遮蔽層の試料採取を行い、物理検層と呼ばれる手法により種々の物性データを計測する。

坑井に五段階で径の異なる鉄製のケーシングパイプを挿入し、それぞれセメントで固定して、井戸の崩れ及び潰れを防ぎ、荷菜層下部の貯留層における水圧入テストを行い、貯留層の浸透性に関するデータを取得する。

データの取得後は、セメントで井戸を埋め戻すなど、安全な状態にして作業を終了する。

五　試掘の許可にあっては、当該許可の有効期間が満了する日

令和十一年九月十六日

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月十一日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長　安住　淳

報告書受領

九月十二日会計検査院長原田祐平から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」

人事異動

内閣

内閣府特命担当大臣　城内　実

（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　海部　篤

第六十九回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる

期間は令和七年十月四日までとする（各通）

（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）内閣府技官　恒藤　晃

（大臣官房審議官（研究開発局担当））文部科学事務官　清浦　隆

（資源エネルギー庁廃炉・汚染水・処理水特別対策監）経済産業技官　八木　雅浩

（原子力規制庁長官官房　核物質・放射線総括審議官）環境技官　古金谷敏之

（同　審議官）同　金城　慎司

（在ウィーン国際機関日本政府代表部公使）外務事務官　谷内　一智

（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当））内閣府事務官　井出　太郎

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部　不拡散・科学原子力課長）外務事務官　古本　建彦

（同　不拡散・科学原子力課国際原子力協力室長）同　田中健一郎

第六十九回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる

期間は令和七年十月四日までとする（各通）

（久留米簡易裁判所判事・福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事　小田島靖人

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事・熊本簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　川﨑　聡子

簡易裁判所判事兼判事に任命する（以上九月十二日）

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する　泉山　禎治

正五位に叙する（各通）　大塚　俊郎　高嶋　隆二

従五位に叙する（各通）　高橋　清　谷口　篤

遠藤　太一　齋藤　弘　根本　充康　村上　作之

正六位に叙する（各通）　高村　潔　森永　誠

恩田　久　金田　靖正　佐藤　強　鈴木秀三郎　小暮　昭三　高橋　俊三

宮本　聡　山田　実男

従六位に叙する（各通）　大森　秀成　田代　一雄

正七位に叙する（各通）（以上八月七日）　飯田　恭司　岡　正克　高瀬　忠宣　飛田　護道　齋藤　昇　橋爪　建治

従五位に叙する（各通）　工藤　安則　花岡　隆夫　宮内　文子

正六位に叙する（各通）

（厚生労働事務官）　安藤　忠　浦田　裕行　大久保朝彦　伊藤　雅聡

北川　武志　清沢　剛　岸　邦男

佐川　武見　杉崎　茂行　古宇田　正

竹間　良二　中澤　壽一　田丸　方敏

松本　真清　吉田　澄夫　平田　義彦

従六位に叙する（各通）　岡本　勝博　小澤　明彦　水野　薫

正七位に叙する（各通）

（大阪府警部補）　坂上　洋子　柴田　鶴夫

従七位に叙する（各通）（以上八月八日）

（木更津工業高等専門学校名誉教授）　篠村　朋樹

従四位に叙する

（三重県議会議員）　小野　正明

正五位に叙する（各通）　石井　善晴　佐藤　弘樹　三谷　哲央

古川　鎭海　松永　修巳　藤巻　幸雄

正六位に叙する（各通）

大内　八郎　川北　昭久　黒澤　達夫

徳永　路子　豊嶋　英幸　中林史満司

新井山　勉　林　宏曜　待鳥　慶壽

嶺岸　一二　宮内　明男　山下　幸登

若林　榮

従六位に叙する（各通）　黒木　康丈　桑野　隆　浜田　昭三

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上八月九日）　高橋　豊

正五位に叙する　我如古　稔　奥石　孝次　**舩**戸　良和

正六位に叙する（各通）　大野　啓昇　住田　捷兵　立石　英紀

田中　邦明　滑川　順一　西岡　一

花岡　啓二　久積　重喜　藤井　敏行

松枝　正視　安野　隆行　柳原　義正

従六位に叙する（各通）　石川　恒雄　越智　尚　坂本　修一

迫田　敏也　佐藤　正彦　中島　利彦

宮本　秀則

正七位に叙する（各通）（以上八月十日）　長尾　孝郎

正七位に叙する（八月十一日）　小田　睦生

従七位に叙する（八月十三日）　石川　賢一　蓑口　幸彦

正七位に叙する（各通）（八月十四日）

○叙勲

旭日双光章を授ける　根本　充康

島口　勝　林　勝彦　向井純一郎

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月七日）　竹内良太郎　中尾　稔

旭日単光章を授ける（各通）（八月八日）

（三重県議会議員）　三谷　哲央

旭日中綬章を授ける　山田　一美

旭日単光章を授ける（以上八月九日）　藤田　義友

旭日双光章を授ける（八月十日）　江口　賢治　金田　靖正　佐藤　強

高嶋　隆二　森永　誠

瑞宝双光章を授ける（各通）　宮本　聡　山田　実男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月七日）　橋爪　建治

瑞宝小綬章を授ける

瑞宝双光章を授けられる（各通）
安藤　忠　飯田恭司
（厚生労働事務官）　伊藤雅聡
岡　正克　小澤明彦　清沢剛
齋藤　昇　田丸敏方　飛田護道
中澤壽一　本間明敏　松飛清本　真清
宮内文子

瑞宝双光章を授けられる（各通）
柴田鶴夫

瑞宝単光章を授けられる（以上八月八日）
佐藤弘樹

（木更津工業高等専門学校名誉教授）　篠村朋樹

瑞宝小綬章を授けられる（各通）
石井善晴　黒木康丈　徳永路子
林　宏曜　古川鎮海　待鳥慶壽
宮内明男

瑞宝双光章を授けられる（各通）
高橋　豊　中林史満司

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月九日）
松戸良和

瑞宝小綬章を授けられる
越智　尚　我如古　住田稔　捷兵
西岡一　久積重喜　藤井敏行
宮本秀則　柳原義正

瑞宝双光章を授けられる（各通）
坂本修一　佐藤正彦　中島利彦

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十日）
川村一哉

瑞宝単光章を授けられる（八月十一日）

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

島根労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

島根労働局長　岩見　浩史

第４号中「１時間962円」を「１時間1,033円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月17日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

岡山労働局長　森實久美子

第４号中「１時間982円」を「１時間1,047円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月17日

福岡労働局長　千葉登志雄

第４号中「１時間992円」を「１時間1,057円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月16日から効力を生ずる。

資　料

令和７年７月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	７　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−8,849	3,154	−10,408
（対前年同月比）	（−15.0）	（30.6）	（118.5）
貿易収支	−1,894	4,696	−4,594
（対前年同月比）	（−58.8）	（−19.1）	（—）
輸出	90,063	89,627	94,660
（対前年同月比）	（−4.9）	（−2.4）	（10.0）
輸入	91,956	84,930	99,254
（対前年同月比）	（−7.4）	（−1.3）	（16.9）
サービス収支	−6,956	−1,542	−5,814
（対前年同月比）	（19.6）	（−54.5）	（−2.5）
第一次所得収支	40,746	15,007	46,093
（対前年同月比）	（−11.6）	（−9.6）	（23.5）
第二次所得収支	−5,054	−4,680	−2,488
（対前年同月比）	（103.1）	（238.1）	（−27.2）
経常収支	26,843	13,482	33,197
（対前年同月比）	（−19.1）	（−23.6）	（13.9）
資本移転等収支	−163	−583	−210
直接投資	10,755	37,235	32,860
証券投資	−30,231	−31,462	56,855
金融派生商品	6,038	5,417	6,765
その他投資	31,176	−1,269	−24,288
外貨準備	2,542	1,497	−49,955
金融収支	20,280	11,417	22,238
誤差脱漏	−6,400	−1,481	−10,749

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３００１号
川崎市宮前区犬蔵２丁目３番47―２号
清算株式会社　株式会社調剤経営研究所
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和７年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル８階弁護士法人神戸綜合法律事務所内
清算株式会社　ＹＧＳ管理株式会社
１　決定年月日　令和７年９月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３９号
東京都国分寺市南町３丁目23番４号第三浦野ビル３階
清算株式会社　株式会社英智エデュケーション
代表清算人　山下　伸也
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（ヒ）第４号
佐賀市唐人１丁目５番43号
清算株式会社　株式会社石丸商店（旧株式会社ギャザー）
代表清算人　石丸　良弘
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
佐賀地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

小規模個人再生による免責決定

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することに致しました。

なお、社員総会及び理事会の承認決議については、甲乙ともに終了しており、令和七年九月一日に北海道知事の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

札幌市中央区宮の森三条一丁目一番三八号

（甲）医療法人社団青葉

理事長　今井　浩平

札幌市清田区清田二条一丁目八番一号

（乙）医療法人社団サン内科外科医院

理事長　今井　浩平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　六頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十一日

掲載頁　七十三頁（号外第一八九号）

令和七年九月十七日

東京都台東区台東四丁目一一番四号

（甲）クラフツ株式会社

代表取締役　山本　繁樹

埼玉県入間郡毛呂山町大字長瀬二一一六番地

（乙）協立ラミネート株式会社

代表取締役　橋本　克宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

東京都港区三田五丁目二番一八―一〇〇二号

（甲）合同会社ＭＫ住宅管理

代表社員　関　一則

東京都港区三田五丁目二番一八―一〇〇二号

（乙）合同会社ＫＭ住宅管理

代表社員　関　一則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＲｅａｄＳｐｅａｋｅｒ事業部が行う音声合成事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　五頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年九月十七日

東京都千代田区鍛冶町二丁目七番一四号

（甲）リードスピーカー・ジャパン株式

会社　代表取締役　河野　英治

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号

（乙）ＨＯＹＡ株式会社

代表執行役　池田英一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

（乙）合同会社ＥＳＧファクトリー

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）鯱キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都杉並区清水一丁目一二番二号

（乙）合同会社ももものが電王

代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

埼玉県東松山市大字大黒部九番地一

合同会社ＲＥＶＥＲＳＡＬ

代表社員　林　隆太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

千葉県千葉市花見川区幕張町五―一八七―二第一盛ビル二階Ｄ号

合同会社ＰＩＮＯ　ＣＵＢＥ

代表社員　松岡　健友

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

東京都小平市仲町四四二番地

ＢＣＡ合同会社

代表社員　神谷　節子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

東京都世田谷区玉川三丁目二〇番二号マノア玉川第３ビル五〇一号室

アイティーチャー合同会社

代表社員　佐野　裕子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

東京都新宿区早稲田鶴巻町三九一番地

合資会社村山兄弟商会

代表社員　村山　松二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

神奈川県平塚市桃浜町三一番一一号

合同会社パーチェサー

代表社員　門田　安弘

組織変更公告

当組合は、令和七年四月十六日開催の総会決議により認可地縁団体に組織変更することに致しました。効力発生日は、令和七年十月三十日です。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月十七日

長野県下高井郡木島平村大字往郷四〇三七番地一四　平沢生産森林組合

組合長理事　山倉　勝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

大阪府泉佐野市下瓦屋四五九―一

ＡＴＢ合同会社

代表社員　朱　映　南

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

兵庫県加東市南山四丁目三番地一

合同会社こころ

代表社員　黒田かおる

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

福岡県筑紫野市大字牛島三六九番地五

合同会社ハタヤマ

代表社員　畑山　椎奈

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年十月一日予定の合併の効力発生日を令和七年十二月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年九月十七日

北海道函館市日吉町一丁目二一番一二号

（甲）ＳＹＳ株式会社

代表取締役　佐々木かなえ

北海道函館市日吉町一丁目二一番一二号

（乙）株式会社ＳＹＳ

代表取締役　佐々木　佑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千二百万八千円減少し、その全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.c-s-c.jp/ir/E-00017/

令和七年九月十七日

東京都港区台場二丁目三番一号トレードピアお台場二〇階南

スパイスファクトリー株式会社

代表取締役　高木広之介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百五十万円（うち資本準備金とする額千二百五十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月三日

掲載頁　一五六頁（号外第一九九号）

令和七年九月十七日

東京都港区北青山二丁目一二番一六号

アールビー・フーズ株式会社

代表取締役　秋元　之浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は令和七年九月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十七日

東京都港区赤坂二―一六―六Ｂｉｚｍａｒｋｓ赤坂三〇六号室

深恒知能株式会社

代表取締役　丁　星

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万八千八百五十円減少して一億円とし、減少した資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四頁

令和七年九月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目八―二一

虎ノ門三三森ビル一〇階

株式会社リーディングマーク

代表取締役　飯田　悠司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千百万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十八日であり、総社員の同意の決議は、令和七年九月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十七日

東京都墨田区押上三丁目四一番一一号

小宮エステート合同会社

代表社員　小宮　幸子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し九百九十九万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月17日

神奈川県横浜市中区山手町三番地一六

株式会社Ｔ＆Ｋエステート

代表取締役　髙山　裕行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年８月二十二日

掲載頁　七十頁（号外第一九〇号）

令和７年９月17日

横浜市南区万世町二丁目二三番地一

ポートヴィラＡＫ九〇一号室

株式会社横浜都市総合企画

代表取締役　浦　賢一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百万一千百七十五円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月二十八日であり、株主総会の決議は、令和７年十月二十三日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年四月二十二日

掲載頁　第八十一頁（号外第九十号）

令和７年９月17日

愛知県名古屋市千種区不老町一番名古屋大学ＴＯＩＣ　アイクリスタル株式会社

代表取締役　髙石　将輝

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を二千二百三十三万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月三十一日であり、株主総会の決議は令和７年９月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年９月17日

山口県美祢市大嶺町西分一三六八番地

有限会社村岡食品

代表取締役　荒山　光広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月17日

福岡市西区姪の浜二丁目二六番三〇―六〇三号

合同会社ＣＨＵＭＡ．ｃｏ

代表社員　中馬さおり

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十七億二千七百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://hbio.jp/crp/ir/

令和７年９月17日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

株式会社ＨＩＲＯＴＳＵバイオサイエンス

代表取締役　鳥越　秀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万四十一円、資本準備金の額を八億四千九百九十九万九千九百五十九円減少することにしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和７年十月十七日までにお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://notice.ricos.co.jp/

令和７年９月17日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

株式会社ＲＩＣＯＳ

代表取締役　井原　遊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千九百五十万円、資本準備金の額を一億三千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年９月17日

掲載頁　二頁

令和７年９月17日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉二一四八番地　株式会社明日香ホテルマネジメント

代表取締役　的場　健生

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億二千二百六十四万八千八百七十四円、資本準備金の額を五十四億七千三百九十一万五千六百七十六円、利益準備金の額を二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月三十日

掲載頁　二七八頁（号外第一四八号）

令和７年９月17日

名古屋市瑞穂区桃園町三番八号

株式会社エクシング

代表取締役社長　水谷　靖

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年９月17日

仙台市若林区卸町四丁目八番地の一二

株式会社シーテック仙都

代表取締役　瀬戸川昭弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億七千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和７年五月九日付官報の号外第一〇三号六十六頁に掲載されています。

令和７年９月17日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階

CapitaRetail LPM特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億一千百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0007/index.html

令和７年９月17日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

特定目的会社ＴＳＭＸ４６

取締役　長尾　誠